

悪質商法による消費者被害をなくすために預託法の改正及び執行強化並びに
特定商取引法及び同法指針の改正、執行強化を求める意見書

消費者庁の特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会（以下、「検討委員会」という。）は、令和2年8月19日に報告書を取りまとめ公表した。

特に大きな社会問題となった豊田商事、安愚楽牧場、ジャパンライフ、ケフィア事業振興会、WILLなどによる、高齢者をはじめ多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し行為自体が無価値と捉え、「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」と明記された。

この間、消費生活相談では通信販売における詐欺的な定期購入商法などの相談が急増しており、解決を図ることは容易ではなく深刻な事態となっているほか、新型コロナウイルス感染症を巡る社会不安につけ込む、マスクなどの「送りつけ商法（ネガティブオプション）」も社会問題となっている。

また、検討委員会の報告書では、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性のある制度改革の実施が重要と答申されている。

よって、国においては、悪質商法による消費者被害をなくすため、次の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 検討委員会報告書の内容に沿い、販売を伴う預託等取引契約を原則禁止とし、今通常国会において預託法を改正すること。
- 2 詐欺的な定期購入商法をなくすため、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化を図るとともに、今通常国会において特定商取引法を改正すること。
- 3 送りつけ商法について、現在の法規制内容の周知を図るとともに、諸外国の法制も参考に制度的措置を講ずること。
- 4 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年3月12日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安
全）